くろまぐろの漁獲可能量の配分の考え方について 新旧対照表

くろまぐろの漁獲可能量の 配分の考え方について(案)

平成30年12月19日策定 令和元年10月24日一部改正 令和3年12月14日一部改正 令和6年○月○日一部改正 水産政策審議会資源管理分科会 くろまぐろ部会

令和4管理年度以降のくろまぐろの漁獲可能量の 配分の考え方について

平成30年12月19日策定 令和元年10月24日一部改正 令和3年12月14日一部改正

水産政策審議会資源管理分科会くろまぐろ部会

1. 背景

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律に基づく、太平洋くろまぐろ(以下「くろまぐろ」という。)の漁獲可能量の配分については、その配分方法や決定までのプロセスに対して特に沿岸漁業者から不満が出ており、平成30年7月から同法に基づくTAC制度を導入した際にはパブリックコメント等で多数の意見が寄せられた。

このため、水産政策審議会資源管理分科会に「くろまぐろ部会」を置き、くろまぐろの漁獲可能量の配分方法に関して調査審議することとなった。

1. 背景

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律に基づく、太平洋くろまぐろ(以下「くろまぐろ」という。)の漁獲可能量の配分については、その配分方法や決定までのプロセスに対して特に沿岸漁業者から不満が出ており、平成30年7月から同法に基づくTAC制度を導入した際にはパブリックコメント等で多数の意見が寄せられた。

このため、水産政策審議会資源管理分科会に「くろまぐろ部会」を置き、くろまぐろの漁獲可能量の配分方法に関して調査審議することとなった。

部会では、平成31年1月から開始される第5管理期間以降の配分の 考え方について審議し、平成30年12月に「第5管理期間以降のくろ まぐろの漁獲可能量の配分の考え方について」をとりまとめた(令和 元年10月に一部改正。)。この考え方に基づき、第5~第7管理期間

(令和3管理年度)における漁獲可能量の配分が行われてきたところであるが、令和3年10月に開催された中西部太平洋まぐろ類委員会(WCPFC)北小委員会において、大型魚の漁獲枠15%増等の措置について合意が得られたことを受け、同年12月に開催されるWCPFC年次会合においてこれらの措置が採択される可能性があることを想定し、令和4管理年度以降の配分の考え方について審議した。

2. 審議の概要

	開催日時	概要
第1回くろまぐろ部	平成30年9月3日	第4管理期間の配分
会		の考え方と今後の議
		事の進め方について
		の確認
第2回くろまぐろ部	平成30年9月28日	沖合漁業者と養殖業
会		者からのヒアリング
第3回くろまぐろ部	平成30年10月4日	沿岸漁業者と養殖業
会		者からのヒアリング
第4回くろまぐろ部	平成30年10月19日	総合審議
会		
第5回くろまぐろ部	平成30年11月1日	第5管理期間以降の
会		考え方のとりまとめ
第6回くろまぐろ部	令和元年10月3日	WCPFC での議論の状況
会		を念頭に置いた ^{注1} 第
		5 管理期間以降の配
		分の考え方の一部改
		正に係る審議

2. 審議の概要

	開催日時	概要
第1回くろまぐろ部 会	平成30年9月3日 (月)	第4管理期間の配分 の考え方と今後の議 事の進め方について
第2回くろまぐろ部 会	平成30年9月28日 (金)	沖合漁業者と養殖業 者からのヒアリング
第3回くろまぐろ部 会	平成30年10月4日 (木)	沿岸漁業者と養殖業 者からのヒアリング
第4回くろまぐろ部 会	平成30年10月19日 (金)	総合 <u>討論</u>
第5回くろまぐろ部 会	平成30年11月1日 (木)	考え方のとりまとめ
第6回くろまぐろ部 会	令和元年10月3日	考え方の一部改正に 係る検討

第7回くろまぐろ部	令和元年 10 月 24 日	第5管理期間以降の
会		配分の考え方の一部
		改正 <u>のとりまとめ</u>
第8回くろまぐろ部	令和3年10月12日	WCPFC での議論の状況
会		を念頭に置いた ^{注2} 検
		討の方向性の確認
第9回くろまぐろ部	令和3年11月29日	令和4管理年度以降
会		<u>の配分の</u> 考え方の <u>審</u>
		<u>議及び</u> とりまとめ
第10回くろまぐろ部	令和6年9月24日	WCPFC での議論の状
<u>会</u>		況、及び「くろまぐろ
		に関するブロック説
		明会」で出た国内配分
		に対する意見を念頭
		に置いた検討の方向
		性の確認
第11回くろまぐろ部	令和6年10月22日	令和7管理年度以降
<u>会</u>		の考え方に係る審議
第12回くろまぐろ部	令和6年11月○日	令和7管理年度以降
<u>会</u>		の配分の考え方のと
		りまとめ

	<u>920</u>
注1:令和元年9月に開	崔された中西部太平洋まぐろ類委員会 (WCPFC) 北
小委員会において、	未利用分の繰越ルールを変更し繰越率を5%から
17%~引上げること	等の措置について合意が得られた。_

注2: 令和3年10月に開催されたWCPFC 北小委員会において、①大型魚
15%増枠、②漁獲枠の未利用分の繰越率の上限を17%とする特例措置
を3年間延長すること、③小型魚漁獲枠の大型魚への振替を継続的な
措置とすること、④今後3年間、小型魚の漁獲枠の10%を上限として
1.47 倍を乗じて振り替えることを可能とすることについて合意が得ら
<u>れた。</u>

第7回くろまぐろ部 会	令和元年 10 月 24 日	考え方の一部改正
第8回くろまぐろ部 会	令和3年10月12日	WCPFC での議論の状況 を念頭に置いた検討の 方向性の確認
第9回くろまぐろ部 会	令和3年11月2日	考え方のとりまとめ

3. 参考人の意見に対する委員の審議・評価

(略)

4. これまでの経緯及び令和6管理年度までの配分の考え方

これまでの経緯及び令和6管理年度までの配分の考え方は別紙のと おりである。 3. 参考人の意見に対する委員の審議・評価

(略)

4. 第4管理期間までの配分の考え方及び第5管理期間直前時点の状況

- (1) 我が国の漁獲枠は、2002-04年(平成14-16年)の平均漁獲量を 基準にしたWCPFCの決定事項に基づくもの(小型魚:2002-04年の平 均水準から半減。大型魚:2002-04年の平均水準。)であるが、実際の 国内での配分は、既に経営への依存度をある程度反映している直近の 漁獲動向を考慮し、次のとおり沿岸漁業に配慮した数量としている。
 - ① 小型魚の配分量は、各漁業種類で均等な割合で削減する場合はそれぞれ2002-04年(平成14-16年)の小型魚の平均漁獲量から半減すべきところ、まき網漁業では、当該漁業種類による2002-04年(平成14-16年)の小型魚の平均漁獲量(4,545トン)の1/3(1,500トン)まで削減する一方、沿岸漁業等では、当該漁業種類による2002-04年(平成14-16年)の小型魚の平均漁獲量(3,470トン)の半減に満たない削減幅で配分(1,991.3トン(ほか留保15.7トン))を行っている。

漁業種類	2002-04 年 (平成 14-16 年) の小型魚の平均	第4管理期間の当初 配分量(沿岸漁業は12
	漁獲量	か月分に換算)(※1)
大中型まき網漁業	4,545.0 トン	1,500.0 トン (※2)
近海かつお・まぐろ		<u>62.0 トン</u>
漁業等 (※4)	2 470 0 1 1	
かじき等流し網漁業	3,470.0 トン	44.0 トン
沿岸漁業		1,885.3トン(※3)
<u>留保</u>		265.7トン(※3)
<u>合計</u>	8,015.0 トン	3,757.0 トン (※3)

- (※1) 超過数量及び上乗せ数量等がない場合の数量。
- (※2) 250 トンを小型魚から大型魚へ振替した数量。
- (※3) 第4管理期間は沿岸漁業は9か月の管理期間であるところ、12 か月の管理期間として計算した場合の数量。
- (※4)第4管理期間当時の名称。令和3管理年度以降は「かつお・ま ぐろ漁業」
- ② 大型魚の配分量は、各漁業種類で均等な割合で削減する場合はそれぞれ2002-04年(平成14-16年)の大型魚の平均漁獲量と等量とすべきところ、「近海かつお・まぐろ漁業等」では、当該種類漁業による2002-04年(平成14-16年)の大型魚の平均漁獲量の1/4まで削減する一方、沿岸漁業では、当該漁業種類による2002-04年(平成14-16年)の大型魚の平均漁獲量以上の配分を行っている。

漁業種類	2002-04年(平成 14-16年)の大型 魚の平均漁獲量	<u>小型魚から大型</u> <u>魚への250トン</u> <u>の振替(大中型</u> まき網)	第4管理期間の 当初配分量(沿岸 漁業は12か月分 に換算)
<u>大中型まき網漁</u> <u>業</u>	3,098.0 トン	3,348.0トン	3,063.2トン
<u>近海かつお・まぐろ漁業等(※</u> <u>2)</u>	752.0トン	同左	167.0トン
沿岸漁業	1,032.0 トン	同左	<u>1,184.7トン</u> <u>(※1)</u>
留保	Ξ	同左	<u>717.1トン (※</u> 1)
合計	4,882.0 トン	5,132.0 トン	<u>5,132.0 トン (※1)</u>

- (※1) 第4管理期間は沿岸漁業は9か月の管理期間であるところ、12 か月の管理期間として計算した場合の数量。
- (※2)第4管理期間当時の名称。令和3管理年度以降は「かつお・ま ぐろ漁業」
- (2) WCPFCの暫定回復目標は、親魚資源量を現在の2016年(平成28年)の約2.1万トンから約4.3万トンまで増大させることであり、このために小型魚の漁獲抑制を行っていることから、今後、小型魚も増加することが予想される。このことを考慮すれば、少なくとも暫定回復目標を達成するまでの間、漁業種類や専獲・混獲の違い、小型魚・大型魚漁獲の違いにより課題は異なるものの、各漁業種類において漁獲枠遵守のための混獲管理等の負担が一層増大すると懸念され、特定の漁業種類の漁獲枠を削減し、他の漁業に振り分けることが可能な状況にはない。
- (3) また、WCPFC においては、2019 年以降の増枠について認められていないことから、第5管理期間以降の漁獲枠の管理についても、第4管理期間と同じ総枠の中で管理していかざるを得ないことを考慮しなければいけない。
- 5. WCPFC における議論の状況を念頭に置いた配分の考え方に係る検討

令和6年7月に開催されたWCPFC北小委員会において、以下①~④の措置について合意が得られた。

5. WCPFC における議論の状況を念頭に置いた配分の考え方に係る検討

令和3年10月に開催された中西部太平洋まぐろ類委員会(WCPFC)北小委員会において、以下①~④の措置について合意が得られた。このことを受け、同年12月に開催されるWCPFC年次会合においてこれらの措置が採択される可能性があることを想定し、第8回及び第9回くろまぐろ部会において、令和4管理年度以降の配分の考え方等について、「第5管理期間以降のくろまぐろの漁獲可能量の配分の考え方について」を見直す形で審議し、以下6.及び7.のとおりとりまとめた。

① 小型魚 10%増枠及び大型魚 50%増枠

① 大型魚の漁獲枠 15%増

- ② <u>漁獲枠の未利用分の繰越率の上限を 17%とする特例措置の一般ルール化</u> (年限なく適用)
- ③ 小型魚から大型魚への振替に当たっての特例措置(小型魚の漁獲枠を 1.47 倍して大型魚に振替可) について、適用上限を撤廃し、一般ルール化(年限なく適用)
- ④ 0歳魚(2キログラム未満)の漁獲が増えないよう努めること

上記を受け、「くろまぐろ部会」は、同年のWCPFC 年次会合においてこれらの措置が採択される可能性があることを想定し、同年8月に水産庁が主催した「くろまぐろに関するブロック説明会」で出た国内配分に対する意見も参考に、令和7管理年度以降の配分の考え方等について審議し、「令和4管理年度以降のくろまぐろの漁獲可能量の配分の考え方について」を見直す形で以下6.及び7.のとおりとりまとめた。

6. 令和7管理年度以降の配分の基本的考え方

令和7管理年度以降の配分に当たっては、引き続き経営の依存度を反映するものとして、まず過去のクロマグロの漁獲実績を基本とするとともに、小型魚10%増枠及び大型魚50%増枠がWCPFC北小委員会において合意されたことを受け、「令和4管理年度以降のくろまぐろの漁獲可能量の配分の考え方について」の7.(3)の「増枠時の対応」のとおり、過去の漁獲実績を考慮しつつ、混獲回避を行うなど漁獲枠管理の負担の大きい漁業者や獲り控えた都道府県、漁業等に対して配慮することとして、以下の考え方に基づき行う。

(1) 大臣管理区分及び都道府県(全体)への配分

分布域や海洋環境の変化等の影響をある程度は反映していること、漁獲枠の有効利用の観点からも望ましいこと及び他のTAC資源で基本的に用いられていることから、令和7管理年度開始時点で利用可能な直近3管理年度である令和3管理年度から令和5管理年度の管理年度ごとの

- ② 漁獲枠の未利用分の繰越率の上限を 17%とする特例措置を3年間 延長すること
- ③ 小型魚漁獲枠の大型魚への振替を継続的な措置とすること
- ④ <u>今後3年間、小型魚の漁獲枠の10%を上限として1.47倍を乗じて</u>振り替えることを可能とすること

6. 令和4管理年度以降の配分の基本的考え方

令和4管理年度以降の配分に当たっては、経営の依存度を反映するものとして、まず過去のクロマグロの漁獲実績を基本とするとともに、<u>混</u>獲回避のための負担の軽減及び資源評価に用いるデータ収集の必要性といった要素を加味して、以下の考え方に基づき行う。

(1) 大臣管理区分及び都道府県への配分の実績基準年

WCPFC の基準年 (2002-04 年 (平成 14-16 年)) で国内も配分すべきとの意見と流動的に変更すべきとの意見があることから、令和4管理年度以降の基礎的な配分は、WCPFC の基準年 (2002-04 年 (平成 14-16 年)) を基本として、近年の漁獲実績 (平均漁獲実績) を勘案して配分するも

<u>漁獲実績のシェアの平均値(以下「基礎比率」という。)を用いて配分することを基本とし、小型魚・大型魚それぞれ以下のとおりとする。</u>

小型魚

基礎比率を用いて配分することを基本とする。ただし、基礎比率を用いて算出された数量が、同一の大臣管理区分、又は都道府県の過去の超過分の差し引きや小型魚から大型魚への漁獲可能量の振替の処理を行う前の令和6管理年度の当初の大臣管理漁獲可能量又は都道府県に配分する数量に相当する数量(以下「基礎配分」という。)を下回る大臣管理区分及び都道府県にあっては、基礎比率を用いて算出された数量に代えて基礎配分とすることを基本とした上で、必要な調整を行う。

② 大型魚

ア 漁獲可能量のうち令和6年の WCPFC における我が国の漁獲上 限相当分の数量 (5,614 トン) は、基礎比率を用いて配分するこ とを基本とする。

イ 残りの漁獲可能量(WCPFC 北小委員会において合意が得られた増枠相当分の数量(2,807トン))は、基礎比率によらず、都道府県に配慮して配分する。また、大臣管理区分間での配分については、基礎配分からの増加量及び増加率を考慮し、必要な調整を行う。

(2) 各都道府県への配分

基礎比率を用いて配分することを基本とする。ただし、基礎比率を用いて算出された数量が、過去の超過分の差し引きや小型魚から大型魚への漁獲可能量の振替等の処理を行う前の令和6管理年度の当初の都道府県別漁獲可能量に相当する数量(以下「都道府県別基礎配分」という。)を下回る都道府県にあっては、都道府県別基礎配分とすることを基本とした上で必要な調整を行う。さらに、国は、以下の①から⑦に掲げる上乗せ又は追加配分のために当初において一定の数量を確保し、調整するものとする。

のとし、配慮すべき事項は留保から配分する。

大型魚について、令和3管理年度(第7管理期間)までの配分数量が、WCPFCの基準年(2002-04年(平成14-16年))の平均漁獲実績よりも少ないかつお・まぐろ漁業及びかじき等流し網漁業等については、令和4管理年度以降はWCPFCの基準年(2002-04年(平成14-16年))の平均漁獲実績の数量以上の配分とするものとする。

(2) 各都道府県への配分の実績基準年

漁獲可能量から大臣管理漁獲可能量及び国の留保を除く数量を各都 道府県に配分する際には、漁獲量規制が始まる以前の直近年の漁獲実績 を基準としている。そのため、

- ① <u>小型魚については引き続き自主管理開始時以前の2010-12年</u>(平成22-24年)を基準
- ② 大型魚については、数量管理開始時以前の直近3か年である 2015-17 年 (平成27-29 年) の4月から翌年3月の漁獲実績を基 進

として配分する。

(当初に上乗せするもの)

- ① 混獲管理を目的として、基礎比率を用いて算出された数量又は都 道府県別基礎配分が1トン未満となる都道府県に対して上乗せ するもの(小型魚、大型魚)
- ② <u>都道府県別漁獲可能量を超えないよう漁獲量を管理する困難さを緩和することを目的として、基礎比率を用いて算出された数量</u> 又は都道府県別基礎配分が少ない都道府県に対して上乗せする もの(小型魚、大型魚)
- ③ 第2管理期間及び第3管理期間の超過分の差し引きにより、基礎 比率が低くなる都道府県への影響緩和を目的として、該当する都 道府県に対し基礎比率を用いて算出された数量又は都道府県別 基礎配分に上乗せするもの(小型魚、大型魚)
- ④ 都道府県別漁獲可能量を超えないよう漁獲量を管理する困難さ を緩和することを目的として、基礎比率を用いて算出された数量 又は都道府県別基礎配分が、平成27年度(2015年度)から令和 5年度(2023年度)の各年度の最大漁獲実績を下回る都道府県に 対して上乗せするもの(大型魚)

(管理年度中に追加配分するもの)

- ⑤ 管理年度中の漁獲枠の融通を促進することを目的として、前管理 年度に未利用分を譲渡した都道府県に追加配分するもの(小型 魚、大型魚)
- ⑥ 国全体の漁獲枠の有効利用を目的として、前管理年度の消化率が 高い都道府県に追加配分するもの(小型魚、大型魚)
- ⑦ 小型魚の漁獲を削減することを目的として、漁獲の対象を小型魚から大型魚へ転換するための国が定める枠組みに参加する漁業者に対するものとして追加配分するもの(大型魚)

(3) 留保の取扱い

我が国の漁獲枠の超過リスクに対応するために留保として国が保持 する数量は、小型魚、大型魚ともに50トン程度とするものとする。

(3) 留保の取扱い

漁獲実績以外に配慮すべき事項については、留保から配分する。なお、 大型魚の留保については、我が国の漁獲枠の超過リスクを考慮し、漁獲 加えて、大型魚については、調査研究、遊漁、その他への対応として 100 トン程度を留保として国が保持するものとする。

その他、我が国全体で繰り越す数量 (17%が上限) と各大臣管理区分・各都道府県の繰越量 (10%が上限) の合計との差分を含む前管理年度の漁獲可能量の未利用分は、国の留保に繰り入れるものとする。これを配分する際には、小型魚・大型魚とも都道府県を優先するものとする。

(削る。)

枠の調整で発生した数量を留保したことに加え、大臣管理区分、都道府 県とも実績に基づく配分量から約1割を留保してきたところである。し かし、国の留保については、法に基づく数量管理開始以降、融通制度の 普及や数量管理の理解促進等により大型魚だけでなく小型魚について も大幅な漁獲可能量超過を起こしておらず、漁獲可能量超過リスクが低 減している。一方で、大型魚については遊漁による採捕量を一定程度考 慮する必要がある状況に鑑み、当面の間は小型魚、大型魚ともに100ト ン程度を保持するものとする。

(4) 留保等の配分において配慮すべき事項

① 漁法の特性に起因する事項(混獲回避等)への配慮 混獲回避は、特に放流等の作業負担の大きい漁業は経営的にも負担が 大きい。負担の程度を具体的な数値的指標を用いて算定することは難し いが、配分にあたり一定程度考慮する。

ア 小型魚について

加入量の増大に伴い、全ての漁業種類において漁獲管理の困難性が一層増大すると懸念される。特に過去に漁獲枠を超過し、差引きの結果として漁獲枠がゼロ又は少ない都道府県において漁業者が感じる困難性はより高いものと認識している。

一方で、まき網漁業においては、小型魚の漁獲枠は WCPFC の基準年 (2002-04年(平成14-16年))の平均漁獲量の1/3(1,500t)であり、削減分の一部は既に沿岸漁業等に配分されているところである。また、沿岸漁業等が超過した場合などのリスクに備えた留保についても、まき網漁業の配分量から拠出(250トン)されたものとなっており、すでに沿岸漁業等へは配分における配慮が行われている。

以上のことから、継続的に資源の回復を図るため、全体として小型魚から大型魚に漁獲可能量を振替えることとし、小型魚から大型魚に漁獲枠を振替える場合に適用される係数1.47倍のメリットを享受するため、我が国全体の振替量400トン以上を目指すものとする。

また、国の留保として保持する数量の削減等の結果生じる小型魚の数量については、沿岸漁業等に対する配慮を行う。

イ 大型魚について

沿岸漁業では、大型魚の漁獲状況を考慮し、留保から沿岸漁業に対して当初に上乗せ配分を行う。この際、沿岸への来遊状況が年により変動が大きいことや、くろまぐろの漁獲への経営の依存の度合いは直近の漁獲実績に反映されているとの観点から、都道府県の直近の最大漁獲実績等を勘案して、留保している数量から当初に上乗せ配分を行う。

なお、近い将来には資源増加に伴い大型魚のうち 30 キロに近い比較的小型の個体が増えてくることが指摘されており、その大型魚が様々な漁法で混獲されるため、配分量が少なくなり漁獲管理が難しい都道府県に対し、一定の数量を当初に上乗せ配分することとする。

また、同様の理由で大型魚の混獲が想定される漁業種類(かじき等流 し網漁業)に対しても、一定の数量を当初に上乗せ配分することとする。 さらに、小型魚から大型魚に漁獲可能量を振替えた管理区分について は、一定の数量を当初に上乗せ配分することとする。

② 資源評価に用いるデータの収集への配慮

漁獲データが資源評価の指標に用いられている以下の漁業について は、ある程度の自由な操業の確保が回復傾向にある資源の精度の高い評 価に不可欠であり、将来の漁獲枠の増大に直結する。

ア 一部地域のひき縄漁業(加入量の指標算出に使用)

イ かつお・まぐろ漁業 (親魚資源量の指標算出に使用)

このため、(1)では手当てされないアに対して、データの精度を担保 するための数量を留保から当初に上乗せ配分する。

なお、精度の高いデータ収集が可能となるよう、都道府県等において 期間別管理の実施や配分を留保するなど、管理方法を工夫することと し、それでもなお資源の増大等により配分した数量では不十分な場合 は、必要な数量を留保から上記ア又はイの漁業に対して追加配分するこ とができることとする。

7. 管理において実施すべき事項

(1)漁獲枠の融通の促進

漁獲可能量を有効活用するため、積極的に配分の融通を行うこととし、国はその仲介に努める。

(削る。)

(削る。)

(削る。)

(2) 小型魚から大型魚への漁獲枠の振替

7. 管理において実施すべき事項

(1) 漁獲枠の融通の促進

漁獲可能量を有効活用するため、積極的に配分の融通を行うこととし、国はその仲介に努める。

(2) 都道府県の漁獲枠管理

月別(期間別)の管理は、漁獲枠を遵守するため引き続き実施する こととするが、漁獲枠を遵守してきた又は遵守できる体制が整ってい る都道府県については、管理方法の柔軟化を図り、より良い管理方法 の選択が可能となるよう運用すべきである。

(3) 増枠時の対応

具体的な増枠時の配分は、増枠時点での資源の状況、国際情勢、混獲 回避技術の向上等の技術開発の進捗状況により決めるべきではある が、その際には過去の漁獲実績を考慮しつつ、混獲回避を行うなど漁獲 枠管理の負担の大きい漁業者や獲り控えた都道府県、漁業等に対して 配慮することを検討すべきである。

(4) 未利用分の繰越しの取扱い

大臣管理漁業及び都道府県別配分量(以下「各配分量」という。)の 未利用分の繰越率は10%を上限とすべきである。なお、WCPFC の漁獲管 理規則で定められた繰越率(以下「我が国の繰越率」)が10%未満の場 合には、各配分量の繰越率は我が国の繰越率と同率とすべきである。

また、我が国全体で繰り越す数量と各配分量の繰越量の合計との差分は国が留保として管理し、この繰越分に係る留保を配分する際には、漁法の特性に起因する事項(混獲回避等)への配慮及び資源評価に用いるデータの収集への配慮を行うこととし、小型魚は沿岸漁業を、大型魚は沿岸漁業とかつお・まぐろ漁業を優先して配分する必要がある。

(新設)

これまで、継続的に資源の回復を図るため、我が国全体として小型魚から大型魚に漁獲枠を振り替えることとし、小型魚から大型魚への振替に当たっての WCPFC の特例措置(小型魚の漁獲枠を 1.47 倍して大型魚に振替可)のメリットを享受するため、我が国全体の振替量 400 トン以上を目指すものとしてきたところである。しかし、令和6年の WCPFC 北小委員会の合意は大型魚 50%増枠に対して小型魚は 10%増枠にとどまること等に鑑み、我が国全体の振替量の目標は定めないものとする。

同一の大臣許可漁業又は都道府県内での漁獲枠の振替については、引き続き国の要望調査を踏まえて行うものとする。

(3) 新規就業者

関係漁業者が国際的な決定を受けて厳格な数量管理に取り組んできた結果、資源が大幅に回復し、回復目標を達成したことで小型魚 10%増枠及び大型魚 50%増枠が WCPFC 北小委員会において合意されたことに鑑みれば、別枠として新規就業者の漁獲を認めることは困難である。

ただし、都道府県知事が、社会的経済的必要性を考慮して、都道府県 別漁獲可能量を新規就業者に配慮して配分することは可能である。

8. その他

6. 及び7. の内容は、資源の状況、国際情勢、混獲防止技術の向上、 遊漁管理の高度化の状況等を踏まえ、一定期間(又は我が国の増枠時)を 目途に必要な見直しを行う。

(新設)

8. その他

配分の基本的考え方は、資源の状況、国際情勢、混獲防止技術の向上等を踏まえ、一定期間(又は我が国の<u>漁獲枠の</u>増枠時)を目途に必要な見直しを行う。

別紙

これまでの経緯及び令和6管理年度までの配分の考え方

- 1 第4管理期間までの配分の考え方及び第5管理期間直前時点の状況
- (1) 我が国の漁獲枠は、2002-04年(平成14-16年)の平均漁獲量を 基準にしたWCPFCの決定事項に基づくもの(小型魚:2002-04年の平 均水準から半減。大型魚:2002-04年の平均水準。)であるが、実際の 国内での配分は、既に経営への依存度をある程度反映している直近の 漁獲動向を考慮し、次のとおり沿岸漁業に配慮した数量としている。
 - ① 小型魚の配分量は、各漁業種類で均等な割合で削減する場合はそれぞれ2002-04年(平成14-16年)の小型魚の平均漁獲量から半減すべきところ、まき網漁業では、当該漁業種類による2002-04年(平成14-16年)の小型魚の平均漁獲量(4,545トン)の3分の1(1,500トン)まで削減する一方、沿岸漁業等では、当該漁業種類による2002-04年(平成14-16年)の小型魚の平均漁獲量(3,470トン)の半減に満たない削減幅で配分(1,991.3トン(ほか留保15.7トン))を行っている。

漁業種類	2002-04 年 (平成	第4管理期間の当初配
	14-16年)の小型魚	分量(沿岸漁業は12か
	の平均漁獲量	月分に換算)(※1)
大中型まき網漁業	4,545.0 トン	1,500.0 トン (※2)
近海かつお・まぐろ		62.0 トン
漁業等 (※4)	2 470 0 } >	
かじき等流し網漁業	3,470.0 トン	44.0トン
沿岸漁業		1,885.3 トン (※3)
<u>留保</u>		265.7トン(※3)
合計	8,015.0 トン	3,757.0トン(※3)

(※1) 超過数量及び上乗せ数量等がない場合の数量。

(※2) 250 トンを小型魚から大型魚へ振替した数量。

(新設)

- (※3) 第4管理期間において、沿岸漁業は9か月の管理期間であると ころ、12か月の管理期間として計算した場合の数量。
- (※4)第4管理期間当時の名称。令和3管理年度以降は「かつお・ま ぐろ漁業」
- ② 大型魚の配分量は、各漁業種類で均等な割合で削減する場合はそれぞれ2002-04年(平成14-16年)の大型魚の平均漁獲量と等量とすべきところ、「近海かつお・まぐろ漁業等」では、当該種類漁業による2002-04年(平成14-16年)の大型魚の平均漁獲量の4分の1まで削減する一方、沿岸漁業では、当該漁業種類による2002-04年(平成14-16年)の大型魚の平均漁獲量以上の配分を行っている。

漁業種類	2002-04年(平	小型魚から大型	第4管理期間の
	成 14-16 年) の	<u>魚</u> への 250 トン	当初配分量(沿岸
	大型魚の平均	の振替(大中型	漁業は 12 か月分
	漁獲量	<u>まき網)</u>	に換算)_
大中型まき網漁	3,098.0 トン	3,348.0 トン	3,063.2 トン
<u>業</u>			
近海かつお・ま	752.0 トン	同左	167.0トン
ぐろ漁業等(※			
<u>2)</u>			
沿岸漁業	1,032.0 トン	同左	1,184.7 トン (※
			1)
<u>留保</u>	_	同左	717.1トン(※1)
<u>合計</u>	4,882.0 トン	5,132.0 トン	5,132.0 トン (※
			1)

- (※1) 第4管理期間において、沿岸漁業は9か月の管理期間であるところ、12か月の管理期間として計算した場合の数量。
- (※2) 第4管理期間当時の名称。令和3管理年度以降は「かつお・まぐ ろ漁業」

- (2) WCPFC の暫定回復目標は、親魚資源量を現在の 2016 年(平成 28年)の約2.1万トンから約4.3万トンまで増大させることであり、このために小型魚の漁獲抑制を行っていることから、今後、小型魚も増加することが予想される。このことを考慮すれば、少なくとも暫定回復目標を達成するまでの間、漁業種類や専獲・混獲の違い、小型魚・大型魚漁獲の違いにより課題は異なるものの、各漁業種類において漁獲枠遵守のための混獲管理等の負担が一層増大すると懸念され、特定の漁業種類の漁獲枠を削減し、他の漁業に振り分けることが可能な状況にはない。
- (3) また、WCPFC においては、2019 年以降の増枠について認められていないことから、第5管理期間以降の漁獲枠の管理についても、第4管理期間と同じ総枠の中で管理していかざるを得ないことを考慮しなければいけない。
- 2 第5管理期間から令和3年度までの配分の考え方

第5管理期間以降の配分に当たっては、経営の依存度を反映するものとして、まず過去のクロマグロの漁獲実績を基本とするとともに、混獲回避のための負担の軽減及び資源評価に用いるデータ収集の必要性といった要素を加味して、以下のとおり配分を行う。

(1) 大臣管理量及び知事管理量への配分の実績基準年

WCPFC の基準年 (2002-04 年 (平成 14-16 年)) で国内も配分すべきとの意見と流動的に変更すべきとの意見があることから、第5管理期間以降の基礎的な配分は、WCPFC の基準年 (2002-04 年 (平成 14-16 年)) を基本として、近年の漁獲実績 (平均漁獲実績) を勘案して配分するものとし、配慮すべき事項は留保から配分する。

(2) 知事管理量の各都道府県への配分の実績基準年

知事管理量を各都道府県に配分する際には、漁獲量規制が始まる以前 の直近年の漁獲実績を基準としている。そのため、

- ① <u>小型魚については引き続き自主管理開始時以前の2010-12年</u>(平成22-24年)を基準
- ② 大型魚については、第4管理期間は管理期間(7月から翌年3月) の直近3年間の実績を基準としたことから、第5管理期間以降に おいても同様に、管理期間(4月から翌年3月)の直近3か年で ある 2015-17 年(平成7-29 年)の4月から翌年3月の漁獲実績 を基準として配分する。

(3) 留保の取扱い

漁獲実績以外に配慮すべき事項については、留保から配分する。また、 留保する数量の考え方は、第4管理期間と同様の考え方に基づくものと する。

なお、大型魚の留保については、我が国の漁獲枠の超過リスクを考慮し、漁獲枠の調整で発生した数量を留保したことに加え、大臣管理量、知事管理量とも実績に基づく配分量から約1割を留保しているところである。この約1割の留保については、沿岸・沖合漁業者双方から不要又は最小限とすべきとの意見が出ているが、大型魚管理については開始後まもなく、不慣れな中で管理に取り組んでいる状況に鑑み、当面の間は大臣管理量、知事管理量とも実績に基づく配分量から約1割を留保することを継続する。

(4) 留保等の配分において配慮すべき事項

① 漁法の特性に起因する事項(混獲回避等)への配慮 混獲回避は、特に放流等の作業負担の大きい漁業は経営的にも負担 が大きい。負担の程度を具体的な数値的指標を用いて算定することは 難しいが、配分にあたり一定程度考慮する。

ア 小型魚について

加入量の増大に伴い、全ての漁業種類において漁獲管理の困難性が 一層増大すると懸念される。特に過去に漁獲枠を超過し、差引きの結 果として漁獲枠がゼロ又は少ない都道府県において漁業者が感じる困 難性はより高いものと認識している。

一方で、まき網漁業においては、小型魚の漁獲枠はWCPFCの基準年(2002-04年(平成14-16年))の平均漁獲量の3分の1(1,500トン)であり、削減分の一部は既に沿岸漁業等に配分されているところである。また、沿岸漁業等が超過した場合などのリスクに備えた留保についても、まき網漁業の配分量から拠出(250トン)されたものとなっており、すでに沿岸漁業等へは配分における配慮が行われている。

なお、過去の沿岸漁業等の漁獲枠の超過数量と比較しても国の留保 の数量が多くないことから、超過リスクを考慮すれば、留保が増えな ければさらに配分することは困難である。

イ 大型魚について

沿岸漁業では、大型魚の管理は第4管理期間から開始されたところであり、大型魚の漁獲枠の管理に不慣れな中で管理に取り組んでいる 状況を考慮し、管理体制が整うまでの当分の間は、留保から沿岸漁業に対して当初に上乗せ配分を行う。この際、沿岸への来遊状況が年により変動が大きいことや、くろまぐろの漁獲への経営の依存の度合いは直近の漁獲実績に反映されているとの観点から、都道府県の直近3か年の最大漁獲実績等を勘案して、留保している数量から当初に上乗せ配分を行う。

なお、近い将来には資源増加に伴い大型魚のうち 30 キログラムに近い比較的小型の個体が増えてくることが指摘されており、その大型魚が様々な漁法で混獲されるため、配分量が少なくなり漁獲管理が難しい都道府県に対し、一定の数量を当初に上乗せ配分することとする。また、同様の理由で大型魚の混獲が想定される漁業種類(かじき等流し網漁業)に対しても、一定の数量を当初に上乗せ配分することとする。

② 資源評価に用いるデータの収集への配慮

漁獲データが資源評価の指標に用いられている以下の漁業については、ある程度の自由な操業の確保が回復傾向にある資源の精度の高い評価に不可欠であり、将来の漁獲枠の増大に直結する。

このため、

ア 一部地域のひき縄漁業(加入量の指標算出に使用)

イ かつお・まぐろ漁業 (親魚資源量の指標算出に使用)

に対して、データの精度を担保するための数量を留保から当初に上乗 せ配分する。

なお、精度の高いデータ収集が可能となるよう、都道府県等において期間別管理の実施や配分を留保するなど、管理方法を工夫することとし、それでもなお資源の増大等により配分した数量では不十分な場合は、必要な数量を留保から上記ア又はイの漁業に対して追加配分することができることとする。

(5) 第4管理期間の留保の追加配分の特殊事情

第4管理期間は、沿岸漁業に対して留保から各都道府県の過去3年間の最大実績まで配分した上で、混獲対策として微小割当て都道府県に対して一律5トンを配分した。ただし、これは第4管理期間の過去3年実績等の数量が少なかったことから留保からの配分が可能であったためであり、第5管理期間以降の12か月間で管理する期間においては、その点を考慮して配分する必要がある。

(6) 管理において実施すべき事項

① 漁獲枠の融通の促進

沿岸漁業は漁獲枠の管理に不慣れな中で管理に取り組んでいる状況であることから、各都道府県の漁獲枠の遵守を原則とした上で、来遊状況等に応じて都道府県や漁業種類の間で漁獲枠を融通するルールを作るべきである。具体的なルール・手続きについては、国、都道府県、業界団体等が主導して検討を進めるべきである。

② 都道府県の漁獲枠管理

月別(期間別)の管理は、漁獲枠を遵守するため引き続き実施することとするが、漁獲枠を遵守してきた又は遵守できる体制が整っている都道府県については、管理方法の柔軟化を図り、より良い管理方法の選択が可能となるよう運用すべきである。

③ 増枠時の対応

具体的な増枠時の配分は、増枠時点での資源の状況、国際情勢、混獲 回避技術の向上等の技術開発の進捗状況により決めるべきではあるが、 その際には過去の漁獲実績を考慮しつつ、混獲回避を行うなど漁獲枠管 理の負担の大きい漁業者や獲り控えた都道府県、漁業等に対して配慮す ることを検討すべきである。

④ 未利用分の繰越しの取扱い

各配分量の未利用分の繰越率は 10%を上限とするべきである。なお、 WCPFC の漁獲管理規則で定められた我が国の繰越率が 10%未満の場合 には、各配分量の繰越率は我が国の繰越率と同率とするべきである。

また、我が国全体で繰り越す数量と各配分量の繰越量の合計との差分は国が留保として管理し、この繰越分に係る留保を配分する際には、漁法の特性に起因する事項(混獲回避等)への配慮及び資源評価に用いるデータの収集への配慮を行うこととし、小型魚は沿岸漁業を、大型魚は沿岸漁業と近海かつお・まぐろ漁業を優先して配分する必要がある。

3 令和4管理年度から令和6管理年度の配分の考え方

令和4管理年度以降の配分に当たっては、経営の依存度を反映するものとして、まず過去のクロマグロの漁獲実績を基本とするとともに、混獲回避のための負担の軽減及び資源評価に用いるデータ収集の必要性といった要素を加味して、以下の考え方に基づき行う。

(1) 大臣管理区分及び都道府県への配分の実績基準年

WCPFC の基準年 (2002-04 年 (平成 14-16 年)) で国内も配分すべきとの意見と流動的に変更すべきとの意見があることから、令和4管理年度以降の基礎的な配分は、WCPFC の基準年 (2002-04 年 (平成 14-16 年)) を基本として、近年の漁獲実績 (平均漁獲実績) を勘案して配分するものとし、配慮すべき事項は留保から配分する。

大型魚について、令和3管理年度(第7管理期間)までの配分数量が、WCPFCの基準年(2002-04年(平成14-16年))の平均漁獲実績よりも少ないかつお・まぐろ漁業及びかじき等流し網漁業等については、令和4管理年度以降はWCPFCの基準年(2002-04年(平成14-16年))の平均漁獲実績の数量以上の配分とするものとする。

(2) 各都道府県への配分の実績基準年

漁獲可能量から大臣管理漁獲可能量及び国の留保を除く数量を各都 道府県に配分する際には、漁獲量規制が始まる以前の直近年の漁獲実績 を基準としている。そのため、

- ① <u>小型魚については引き続き自主管理開始時以前の2010-12年</u>(平成22-24年)を基準
- ② 大型魚については、数量管理開始時以前の直近3か年である 2015-17 年 (平成27-29 年) の4月から翌年3月の漁獲実績を基準として配分する。

(3) 留保の取扱い

漁獲実績以外に配慮すべき事項については、留保から配分する。 なお、大型魚の留保については、我が国の漁獲枠の超過リスクを考慮し、漁獲枠の調整で発生した数量を留保したことに加え、大臣管理区分、都道府県とも実績に基づく配分量から約1割を留保してきたところである。しかし、国の留保については、法に基づく数量管理開始以降、融通制度の普及や数量管理の理解促進等により大型魚だけでなく小型魚についても大幅な漁獲可能量超過を起こしておらず、漁獲可能量超過リスクが低減している。一方で、大型魚については遊漁による採捕量を一 <u>定程度考慮する必要がある状況に鑑み、当面の間は小型魚、大型魚とも</u>に100トン程度を保持するものとする。

(4) 留保等の配分において配慮すべき事項

① 漁法の特性に起因する事項(混獲回避等)への配慮 混獲回避は、特に放流等の作業負担の大きい漁業は経営的にも負担 が大きい。負担の程度を具体的な数値的指標を用いて算定することは 難しいが、配分にあたり一定程度考慮する。

ア 小型魚について

加入量の増大に伴い、全ての漁業種類において漁獲管理の困難性が 一層増大すると懸念される。特に過去に漁獲枠を超過し、差引きの結 果として漁獲枠がゼロ又は少ない都道府県において漁業者が感じる困 難性はより高いものと認識している。

一方で、まき網漁業においては、小型魚の漁獲枠は WCPFC の基準年 (2002-04 年 (平成 14-16 年)) の平均漁獲量の 3 分の 1 (1,500 トン) であり、削減分の一部は既に沿岸漁業等に配分されているところである。また、沿岸漁業等が超過した場合などのリスクに備えた留保についても、まき網漁業の配分量から拠出 (250 トン) されたものとなっており、すでに沿岸漁業等へは配分における配慮が行われている。

以上のことから、継続的に資源の回復を図るため、全体として小型 魚から大型魚に漁獲可能量を振替えることとし、小型魚から大型魚に 漁獲枠を振替える場合に適用される係数 1.47 倍のメリットを享受す るため、我が国全体の振替量 400 トン以上を目指すものとする。

また、国の留保として保持する数量の削減等の結果生じる小型魚の 数量については、沿岸漁業等に対する配慮を行う。

イ 大型魚について

沿岸漁業では、大型魚の漁獲状況を考慮し、留保から沿岸漁業に対して当初に上乗せ配分を行う。この際、沿岸への来遊状況が年により変動が大きいことや、くろまぐろの漁獲への経営の依存の度合いは直

近の漁獲実績に反映されているとの観点から、都道府県の直近の最大 漁獲実績等を勘案して、留保している数量から当初に上乗せ配分を行 う。

なお、近い将来には資源増加に伴い大型魚のうち30キログラムに近い比較的小型の個体が増えてくることが指摘されており、その大型魚が様々な漁法で混獲されるため、配分量が少なくなり漁獲管理が難しい都道府県に対し、一定の数量を当初に上乗せ配分することとする。

また、同様の理由で大型魚の混獲が想定される漁業種類(かじき等流し網漁業)に対しても、一定の数量を当初に上乗せ配分することとする。

<u>さらに、小型魚から大型魚に漁獲可能量を振替えた管理区分につい</u>ては、一定の数量を当初に上乗せ配分することとする。

② 資源評価に用いるデータの収集への配慮

漁獲データが資源評価の指標に用いられている以下の漁業については、ある程度の自由な操業の確保が回復傾向にある資源の精度の高い評価に不可欠であり、将来の漁獲枠の増大に直結する。

- ア 一部地域のひき縄漁業(加入量の指標算出に使用)
- イ かつお・まぐろ漁業 (親魚資源量の指標算出に使用)

このため、(1)では手当てされないアに対して、データの精度を担保するための数量を留保から当初に上乗せ配分する。

なお、精度の高いデータ収集が可能となるよう、都道府県等において期間別管理の実施や配分を留保するなど、管理方法を工夫することとし、それでもなお資源の増大等により配分した数量では不十分な場合は、必要な数量を留保から上記ア又はイの漁業に対して追加配分することができることとする。

(5) 管理において実施すべき事項

① 漁獲枠の融通の促進

漁獲可能量を有効活用するため、積極的に配分の融通を行うことと し、国はその仲介に努める。

② 都道府県の漁獲枠管理

月別(期間別)の管理は、漁獲枠を遵守するため引き続き実施することとするが、漁獲枠を遵守してきた又は遵守できる体制が整っている都道府県については、管理方法の柔軟化を図り、より良い管理方法の選択が可能となるよう運用すべきである。

③ 増枠時の対応

具体的な増枠時の配分は、増枠時点での資源の状況、国際情勢、混獲 回避技術の向上等の技術開発の進捗状況により決めるべきではあるが、 その際には過去の漁獲実績を考慮しつつ、混獲回避を行うなど漁獲枠管 理の負担の大きい漁業者や獲り控えた都道府県、漁業等に対して配慮す ることを検討すべきである。

④ 未利用分の繰越しの取扱い

大臣管理漁業及び都道府県別配分量(以下「各配分量」という。)の未利用分の繰越率は10%を上限とすべきである。なお、WCPFCの漁獲管理規則で定められた繰越率(以下「我が国の繰越率」)が10%未満の場合には、各配分量の繰越率は我が国の繰越率と同率とすべきである。

また、我が国全体で繰り越す数量と各配分量の繰越量の合計との差分は国が留保として管理し、この繰越分に係る留保を配分する際には、漁法の特性に起因する事項(混獲回避等)への配慮及び資源評価に用いるデータの収集への配慮を行うこととし、小型魚は沿岸漁業を、大型魚は沿岸漁業とかつお・まぐろ漁業を優先して配分する必要がある。